

議案第 26 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|----------|-----|-----------|
| 公平委員会の委員 | 委員長 | 月額 49,000 |
| | 委員 | 月額 37,000 |

」を

「

| | |
|----------|-----------|
| 公平委員会の委員 | 日額 16,000 |
|----------|-----------|

」に改め、

同表固定資産評価審査委員会の委員の項の次に次のように加え、同表防災会議委員の項から水道料金審議会委員の項までを削る。

| | | |
|----------------|--------|-----------|
| 附属機関の委員その他の構成員 | 学識経験者 | 日額 14,000 |
| | 上記以外の者 | 日額 5,000 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給事由の生じた報酬については、なお従前の例による。